



# 山形県公報

令和5年5月9日(火)  
第402号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県議会臨時会の招集……………(財政課) ……503
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域健康福祉課) ……504
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(同) ……505
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 農業振興地域の区域の変更……………(農業経営・所得向上推進課) ……同
- 民有保安林の指定の解除……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 基本測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……506
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同

### 公 告

- 令和5年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……507

## 告 示

### 山形県告示第364号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、次の事件を付議するため山形県議会臨時会を令和5年5月17日山形市に招集する。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 山形県議会議長の選挙について
- 2 山形県議会副議長の選挙について
- 3 山形県議会常任委員会委員の選任について
- 4 山形県議会議会運営委員会委員の選任について
- 5 山形県議会特別委員会の設置について
- 6 置賜広域病院企業団議会議員の選挙について
- 7 令和5年度山形県一般会計補正予算(第2号)について
- 8 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 令和4年度山形県一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認について
- 10 山形県県税条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
- 11 山形県監査委員の選任について

**山形県告示第365号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------|----------------------------|---------|------------|
| 一般社団法人福祉事業所のぞみ     | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 訪 問 介 護 | 令和 5. 5. 1 |

**山形県告示第366号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の名称又は氏名    | 事業所の名称及び所在地                | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------|----------------------------|---------|-------------|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 訪 問 介 護 | 令和 5. 4. 30 |

**山形県告示第367号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地  | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|-------------------------------|----------------------------|-------------|------------|
| 一般社団法人福祉事業所のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 居 宅 介 護     | 令和 5. 5. 1 |
| 一般社団法人福祉事業所のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 重 度 訪 問 介 護 | 同          |

**山形県告示第368号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                       | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------------------------|----------------------------|-------------|-------------|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ<br>山形市あかねヶ丘二丁目11番16号あかね荘205号 | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 訪 問 介 護     | 令和 5. 4. 30 |

|                                                    |                            |        |   |
|----------------------------------------------------|----------------------------|--------|---|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ<br>山形市あかねヶ丘二丁目11番16号あかね荘205号 | 訪問介護事業所・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 重度訪問介護 | 同 |
|----------------------------------------------------|----------------------------|--------|---|

**山形県告示第369号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地            | 指定年月日      |
|-------------------------------|------------------------|------------|
| 一般社団法人福祉事業所のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | ハート・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 令和 5. 5. 1 |

**山形県告示第370号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地                         | 事業所の名称及び所在地            | 廃止年月日       |
|----------------------------------------------------|------------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人ハート・ルート・ドライブ<br>山形市あかねヶ丘二丁目11番16号あかね荘205号 | ハート・のぞみ<br>新庄市金沢2575番地 | 令和 5. 4. 30 |

**山形県告示第371号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更する地域の名称  
村山農業地域
- 2 変更後の区域  
村山市行政区域のうち、次の図に示す区域  
(次の図は省略し、その図書を農林水産部農業経営・所得向上推進課及び村山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**山形県告示第372号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
山形市蔵王温泉字駒鳴セ1184-1、1185-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
風害の防備

- 3 保安林解除の理由  
 消防用地とするため  
 （「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林ノミクス推進課及び山形市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第373号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域  
山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類  
基本測量（国土広域情報修正）

**山形県告示第374号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、東根市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
東根市の一部
- 2 公共測量を実施した期間  
令和4年4月28日から令和5年3月24日まで
- 3 作業の種類  
公共測量 数値地形図修正（地図情報レベル2500）

**公 告**

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和5年5月9日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期日及び場所

| 期 日          | 場 所                       |
|--------------|---------------------------|
| 令和5年7月22日（土） | 庄内総合支庁                    |
| 同 年8月26日（土）  | 置賜総合支庁（本庁舎）               |
| 同 年9月9日（土）   | 山形県庁                      |
| 同 年9月10日（日）  | 山形県庁                      |
| 令和6年1月12日（金） | 村山総合支庁西村山地域振興局（わな猟免許に限る。） |

## 2 時 間

午前9時から午後5時30分まで

村山総合支庁西村山地域振興局で開催の試験のみ午後1時から午後6時まで

## 3 受験資格

県内に住所を有する者で、令和5年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては20歳未満の者を除く。

## 4 受験手続

## (1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

## (2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

## (3) 提出期間

イ 令和5年7月22日（土）に実施する試験を受験する場合

令和5年6月12日（月）から同月26日（月）まで

ロ 令和5年8月26日（土）に実施する試験を受験する場合

令和5年7月10日（月）から同月24日（月）まで

ハ 令和5年9月9日（土）又は同月10日（日）に実施する試験を受験する場合

令和5年7月31日（月）から同年8月14日（月）まで

ニ 令和6年1月12日（金）に実施する試験を受験する場合

令和5年12月4日（月）から同月18日（月）まで

## 5 その他

詳細については、山形県環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年5月9日

山形県立河北病院長 森 野 一 真

1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 450,000リットル

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県立河北病院事務部総務課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131

3 落札者を決定した日 令和5年3月30日

4 落札者の名称及び所在地

野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号

5 落札金額 1リットル当たり 86.90円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和5年2月17日

令和5年5月9日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年5月9日発行 発行人 山形県